

教育大綱の策定

教育委員会

R 元.8.2

1 教育に関する大綱

(1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 27 年 4 月 1 日）

- ・地方公共団体としての教育政策に関する方向性や、首長が教育行政に果たす責任や役割を明確にする
- ・首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる

① 教育に関する「大綱」を首長が策定

- ・総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定
- ・首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行

② 首長が招集する「総合教育会議」の設置

構成員：首長と教育委員会

協議・調整事項：①教育行政の大綱の策定

②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

(2) 本県の状況

① 新たな「大綱」の策定

- ・令和元年度中に教育に関する「大綱」を総合教育会議で協議・調整し、策定
- ・平成 30 年 6 月に策定された国の教育振興基本計画を参酌して定める

[現在の教育大綱]

- ・平成 28 年 3 月策定
- ・計画期間：平成 28～平成 31 年度（総合発展計画と同じ）
- ・島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針
- ・教育に関する「大綱」の策定及び総合教育会議の設置及び運営の事務は、地方自治法第 180 条の 2 の規定による補助執行として教育委員会が担っている

(3) スケジュール

- | | | |
|------|-------------|-------------------------|
| 8 月 | 第 1 回総合教育会議 | 議題：島根の教育について(教育大綱の方向性等) |
| 9 月 | 第 2 回総合教育会議 | 議題：教育大綱の骨子（案）、その他 |
| 10 月 | 第 3 回総合教育会議 | 議題：教育大綱(案)、その他
策定・公表 |

教育大綱の内容（案）

(1) 策定の方針（方向性）

- ・島根創生計画の政策・施策のうち、教育委員会の所管に関する部分と教育と密接に関連する知事部局所管の分野で構成する
 関連分野：子育て支援、高等教育、多文化共生、文化芸術 等
- ・計画期間は、島根創生計画と同期間（5年間、2020～2024年）とする。

(2) 大綱構成（イメージ）

- ① 基本理念
- ② 計画期間
- ③ 基本方針
 - 島根を愛する人づくり
 - ・学校と地域の協働による人づくり
 - ・地域で活躍する人づくり
 - ・地域を担う人づくり
 - 教育の充実
 - ・発達の段階に応じた教育の振興
 - ・学びに向かう力と人間性を高める教育の推進
 - ・学びを支える教育環境の整備
 - ・青少年の健全な育成の推進
 - ・高等教育の推進
 - ・社会教育の推進
 - スポーツ・文化芸術の振興
 - ・スポーツの振興
 - ・文化芸術の振興
 - 人権の尊重と相互理解の促進
 - ・人権施策の推進
 - ・国際交流と多文化共生の推進
 - 文化・歴史の保全と活用
 - ・文化財の保存・継承と活用
 - 子育て福祉の充実
 - ・子育て福祉の充実